



資 料

## 第4期吹田市障がい者計画策定経過

## 《吹田市障がい者施策推進委員会》

会議	開催日	要旨
第1回	平成27年 8月21日	○ 第4期吹田市障がい者計画の策定について (諮問)
第2回	平成27年 9月16日	○ 意見聴取会
第3回	平成27年11月12日	○ 第4期吹田市障がい者計画(素案)について
第4回	平成27年 9月18日	○ 第4期吹田市障がい者計画(案)について (答申) ○ 第4期吹田市障がい者計画(素案)に係る 市民意見と市の考え方(案)について

## 《吹田市障がい者施策推進委員会 作業部会》

会議	開催日	会議	開催日
第1回	平成27年 4月15日	第11回	平成27年 8月 7日
第2回	平成27年 5月 1日	第12回	平成27年 8月19日
第3回	平成27年 5月13日	第13回	平成27年 9月 2日
第4回	平成27年 5月20日	第14回	平成27年10月 7日
第5回	平成27年 6月 3日	第15回	平成27年10月21日
第6回	平成27年 6月 5日	第16回	平成27年11月 4日
第7回	平成27年 6月17日	第17回	平成27年11月18日
第8回	平成27年 7月 1日	第18回	平成27年12月16日
第9回	平成27年 7月10日	第19回	平成28年 1月20日
第10回	平成27年 7月15日	第20回	平成28年 2月 2日

## 《第4期吹田市障がい者計画（素案）に係る 意見提出（パブリックコメント）手続き》

意見提出期間：平成27年12月22日 から 平成28年 1月21日 まで

意見提出件数：66件

## 《吹田市地域自立支援協議会》

障害者総合支援法の規定に基づき、関係者が共同して地域の障がい福祉に関する課題を協議する場

会議	開催日	要旨
第2回	平成28年 2月 1日	○ 第4期吹田市障がい者計画の策定について（報告）

## 《吹田市福祉審議会》

高齢者、障がい者、及び児童の福祉に関する事項、その他社会福祉に関する事項に調査審議する附属機関

会議	開催日	要旨
第2回	平成28年 2月 3日	○ 第4期吹田市障がい者計画の策定について（報告）

## 《吹田市障がい者福祉事業推進本部》

庁内における障がい福祉事業の連絡調整を図り、当該事業を総合的かつ効果的に実施するため設置

会議	開催日	要旨
幹事会	平成28年 2月19日	○ 第4期吹田市障がい者計画（案）について
本国会	平成28年 2月24日	○ 第4期吹田市障がい者計画（案）の決定について

## 吹田市障がい者施策推進委員会 委員名簿

平成28年（2016年）3月31日現在

1号委員（学識経験者）		
綾部 貴子	梅花女子大学看護保健学部准教授	
近藤 吉徳	大阪人間科学大学人間科学部准教授	委員長
角谷 岳朗	吹田市医師会理事	委員長職務代理者
2号委員（市内の公共的団体の代表者）		
小川 り系	労働団体代表	
栗田 智代	吹田市社会福祉協議会副会長	
白銀 継哉	吹田市民生・児童委員協議会副会長	
山本 典芳	吹田商工会議所代表	
3号委員（市内の障害者等及び障害者の福祉に関する事業に従事する者）		
井上 正治	すいた障がい者就業・生活支援センター長	
馬垣 安芳	社会福祉法人ぶくぶく福祉会理事長	作業部会
鴨井 健二	社会福祉法人さつき福祉会常務理事	作業部会
古瀬 常實	吹田市聴言障害者協会会長	
新屋 志郎	吹田視覚障害者福祉会会長	
辻本 考太	社会福祉法人のぞみ福祉会のぞみ工作所施設長	作業部会
西村 豊	吹田市身体障害者福祉会書記長	
播本 裕子	吹田市手をつなぐ親の会副会長	
牧野 篤子	社会福祉法人コミュニティキャンパス理事長	作業部会
山口 剛	吹田市障害児者を守る連絡協議会運営委員	作業部会
4号委員（関係行政機関の職員）		
箱嶋 雄一	大阪府吹田子ども家庭センター地域相談課課長補佐	
門田 繁夫	大阪府吹田保健所地域保健課長	
山上 正広	淀川公共職業安定所業務部長	

(50音順、敬称略)

## 吹田市障がい者施策推進委員会規則

制定 平成25年3月29日

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和32年吹田市条例第302号）第3条の規定に基づき、吹田市障がい者施策推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、障害者の福祉施策に係る計画の策定その他障害者の福祉施策の推進について調査審議し、答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内の公共的団体の代表者
- (3) 障害を有する市民若しくはその家族又は市内において障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (4) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 委員会に、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属するべき委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

## 資 料

4 部会長は、当該部会の会務を掌理し、当該部会における調査審議の状況及び結果を委員会に報告する。

5 部会の運営については、第4条第3項及び前条の規定を準用する。

(意見の聴取等)

第7条 委員会及び部会は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉保健部障がい福祉室において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の意見を聴いて委員長が定める。

## 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。